

令和7年度「富山県肢体不自由児協会奨学生」募集要領

1 趣旨

県内の高等学校（高等支援学校及び特別支援学校を除く。以下同じ）に在学している肢体不自由等、障害のある生徒に奨学金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

富山県肢体不自由児協会

3 奨学金の額

30,000円以内（年額）

4 交付の期間

予算の範囲内において奨学生を募集及び採用し、奨学金を交付するものとする。ただし、8に掲げる欠格要件に該当することとなった場合にあっては交付を中止し、当該年度の予算の範囲を超える場合にあっては障害の程度、学業成績、家計の状況等を勘案したうえで奨学金の交付を中止するものとする。

5 定員 10名程度

6 返還義務

この奨学金は、返還の義務は生じないものとする。

7 応募資格

次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

- (1)障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳をいう。）を所持する者のうち、県内の高等学校に在学中の生徒であること。
- (2)保護者等が県内に住所を有すること。

8 欠格要件

次のいずれかに該当することとなった場合は、奨学金を交付しないものとする。

- (1)退学したとき。
- (2)学業成績が著しく不良となり、卒業の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3)保護者等が県内に住所を有しなくなつたとき。

9 採用手続

奨学金の交付を希望する者は、別に定める奨学生採用願書及び在籍学校長奨学生推薦書を学校長を経て当協会に提出するものとする。

10 採用通知

学校長を経て本人に通知するものとする。

11 奨学金の交付

令和7年10月下旬までに、指定された口座に振り込むものとする。